

件名：（総領事館からのお知らせ）パスポートの更新についてのご案内メール配信について

【ポイント】

在留邦人の皆様

在留邦人の皆様に余裕を持ってパスポートの更新を行っていただけるよう、9月13日（土）（日本時間）から、在留届を提出された方に対し、パスポートの有効期間の満了日が近付いてきた際にご案内メールをお送りするサービスを新たに開始します。

ご案内メールをお送りするタイミングは、有効期間満了日の365日前、180日前、90日前、60日前です。

なお、同居家族として届け出られている方のパスポートの有効期間満了日が近付いてきた際には、ご本人に加え、在留届の筆頭者の方宛てにもメールでお知らせします。

9月13日のサービス開始までに、以下についてご確認くださいませようお願いします。

【本文】

1. 在留届のパスポートの登録状況の確認

在留届にパスポートの有効期間満了日が登録されていない場合には、上記のご案内メールをお送りすることができません。9月13日までに、ご家族の分を含め、在留届にパスポートの有効期間満了日をご登録ください。

また、この機会に、在留届に登録されているパスポート番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているかご確認くださいませようお願いします。

2. 書面で在留届を提出された方へのご案内

書面で在留届を提出された方は、ご自身でパスポート番号の修正や有効期間満了日の登録ができませんので、当館までご連絡いただくか、新たにオンラインで在留届を提出してください。

オンライン在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

オンラインで在留届を提出いただくと、パスポートや証明に関する手続きをオンラインで行うことができますので、これを機会にぜひオンライン在留届への切替えをご検討ください。

なお、既に書面で在留届を提出された方が新たにオンラインで在留届を提出した場合には、書面の在留届の受付日を新たなオンライン在留届に転記することができます。

す。受付日の転記を希望される方は、当館までご連絡ください。

3. パスポート情報の自動更新についてのお知らせ

パスポートを新たに取得された場合には、在留届のパスポート番号及び有効期間満了日が自動的に新しいものに更新されます。

ただし、誤ったパスポート番号が登録されていると自動更新されませんので、ご注意ください。